

# 東日本大震災復興特別区域法の 枠組みと本市の対応について

平成23年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法の特定被災地域では、復興を円滑かつ迅速に推進するため、次の3つの計画を策定できるとし、松戸市は特定被災区域に指定されましたが、計画は策定しておりません。

また、令和3年4月1日に施行された「復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和2年政令第300号）により、本市及び千葉県は、上記復興特区法の特定被災区域（改 東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域）から除外されております。

	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村が単独又は共同して作成</li> <li>・ 民間事業者の提案が可能</li> <li>・ 個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が単独又は県と共同して作成</li> <li>・ 土地利用の再編に係る特例 許可・手続きの特例等を受けるための計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が単独又は県と共同して作成</li> <li>・ 交付金事業（著しい被害を受けた地域の復興のための事業）に関する計画</li> </ul>
特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続きの特例</li> <li>・ 雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例</li> <li>・ 利子補給</li> </ul>	土地利用再編のための特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に必要な許可の特例</li> <li>・ 手続きのワンストップ処理</li> <li>・ 新しいタイプの事業制度の活用</li> </ul>	復興地域づくりを支援する新たな交付金（復興交付金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40のハード補助事業を一括化</li> <li>・ 使途の穏やかな資金を確保</li> <li>・ 地方負担を全て手当て</li> <li>・ 執行の弾力化・手続きの簡素化</li> </ul>
本市の対応	策定なし	策定なし	策定なし

※届出の必要はありません。

問合せは 松戸市 政策推進課 047 - 366 - 7072